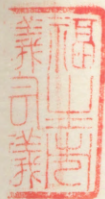


日程第三十六 閉会中の継続審査申し出について

日程第三十七 特定事件の継続調査について



追加日程第一

請願第三号

市道舗装整備に関する請願書

追加日程第二

陳情第一号

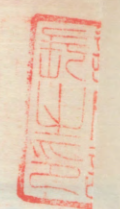
商工会館建設に関する陳情書

日程第三十六 閉会中の継続審査申し出について
日程第三十七 特定事件の継続調査について

当次日程第一

龍鳳集三号

市館輪葉建前に関する龍鳳書



○議長（末次性男） 大いさうお早うおはようございます。本日は、三日月の会議を開きます。このより日程に入ります。

○議長（末次性男） この際報告事項がありますので、事務局長として諸般の報告を行います。

追加日程第二

陳情第一号

商工会館建設に関する陳情書

○議長（末次性男） 本日の議事日程について、議事録を提出いたします。この際、議事録の提出を希望する議員は、手紙で提出してください。

午前十時 開議

○議長（末次性男君） ただいまから昭和四十八年第一回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。
これより日程に入ります。

○議長（末次性男君） この際報告事項がありますので事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（島田議会事務局長報告）

一、議案の訂正について （別添参照）

二、議員提出議案について （別添参照）

三、請願、陳情書の受理について （別添参照）

四、西多摩農業共済事務組合議会議員の選挙について（別添参照）

○議長（末次性男君） 以上で報告は終わります。

○議長（末次性男君） 本日の議会運営については議会運営委員会において検討されておりますので委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 貫井喜代次君登壇)

○議会運営委員長(貫井喜代次君)　ご指名がございましてしたので報告いたします。

議会運営委員会は去る三月二十三日午後一時から関係委員のご出席を得まして開催し、議長諮問にかかわる第一回定例会最終日に関する日程及び議会運営等について協議いたしまして結果、日程についてはすでにお手元にご配付のとおり、おおむね議案順に編成し、各委員会に付託中でありましたものの審査報告に基づく各案の最終結論を出していただくようにいたしました。

なお議案の一部訂正について理事者より提出されましたが、本件は担当委員会においても該当する議案審議の際に了承されましたが、議案の上程審査に先立って議題とする必要があるとして先例をありますので日程の第一といたしまして次第でござります。また一括してご審議をいただくよう委員会で決定したものと数件ござりますのでよろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

なお西多摩摩農業共済事務組合の設立に伴う組合議員の選挙、新たに議員提出にかかわる議案、市民からの請願一件等

がありましてので、ふらと日程三十二から三十五までにセットしお願いすることになってまいりました。

なお今朝に至りさらに市民からの請願一件並びに陳情一件の提出があり、急きよ議会運営委員会を開催し追加日程と一お願いすることになってまいりましたのでご了承願います。

また全員協議会についても開催を予定しておりますのでご協力のほどをお願いいたします。

しんじつをいわずして新年度を迎える時期に至りましたが、議員各位のご協力とご理解をいただき、本日の議事がせいせい円滑に運びますようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君)　ただいま委員長から報告がありましたとおり本日の議事を進めますのでよろしくお願いいたします。

○議長(末次性男君)　日程第一議案の訂正についてを議題といたします。
朗読を省略し理事者の説明を求めます。

(教育長 町田倍二君登壇)

○教育長(町田倍二君) 貴重なお時間ではございますが、お許しをいただきます。まして、申しわけございませんが、議案の訂正につきましてご説明等お呼びをさせていただきます。

実は、去る十二日の本会議におきまして、議案第二十九号の福生市文化財保護条例案が総務委員会にご付託になったのであります。その後になりまして同条例の第二十一条第一項中に「補獲」ということばがあるのでございますが、この場合当然「捕まえる」という意味の文字をタイプすべきでございまして、誤って「補う」という文字をタイプしてしまったことに気がついた次第でございまして、

なおそのことにつきまして先般の総務委員会におきましてもご了承いただいておりますので、何とぞ本議会におきましてもよろしくご承知賜りましてご承認くださいますようお願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(末次性男君) 以上で説明を終ります。おはかりいたします。ただいま議題となっております議案の訂正に

ついては、これを承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二、同第三については議事の都合上一括上程いたします。

条例

日程第二議案第十五号 福生市職員定数条例の一部を改正する

日程第三議案第二十七号 福生市組織条例

以上二案を一括して議題といたします。

本案についてはともに総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 田村匡雄君 登壇)

○総務委員長(田村匡雄君) ご指名をいただきましたので審査報告をいたします。

(議案審査直報告書朗読) 別添参照

西案に対する当委員会の審査概要を補足して説明申し上げます。
議案第十五号は行政事務の増加により監査委員、市長部局の職員また議会事務局、さらに教育委員会等の関係職員を増員し、合計三百九十五名と一ようとするものであり、各課の職員の配置は合計で三百七十名程度の予定であるが、二十五名の余裕のゆゑについては今後の事務量の増加等により公募採用していく考えである。——等の説明があり、また委員から条例に定めたとおり職員の配置を行ない職員増に伴う受け入れ態勢も同時に考えていただきたい。——等の意見も出され、また議案第二十七号については当市の行政事務の適正効率化を期するため、昭和四十七年度に制定された福生市の課に関する条例廃止し、新たに十課三十六係とする内容の条例が提出されたわけでありますが、冒頭に助役から詳細な説明があったあと委員から活発な質疑があり、ついで採決いたしました。西案とも全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議の上、総務委員会への決定によりご可決くださるようお願いいたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○十一番(伊東忠次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま一括議題となっております議案第十五、二十七号については、討論を省略し、本委員会審査報告により可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛

成者を得て、本案はともに討論を省略し、委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) ご異議なしと認めます。よって議案第十五号福生

市職員定数条例の一部を改正する条例及び議案第二十七号福生市組織条例の二案は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(末次性男君) 議事の都合上日程第四から日程第八までを一括して上程いたします。

日程第四議案第十六号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第五議案第十七号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第六議案第十八号福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第七議案第十九号福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

日程第八議案第二十号福生市消防団条例の一部を改正する条例
以上五案を一括して議題といたします。本案についてはそれぞれ総務委員会に審査を付託してありますので本委員長から報告を願います。

(総務委員長田村匡雄君登壇)

○総務委員長(田村匡雄君) ご指名をいただきましたので審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続き補足して説明申し上げます。

議案第十六号から二十号までの議案については、市長が一月に報酬等審議会に諮問した議員や市長をはじめ各種行政委員会委員、あるいは消防団員の報酬や費用弁償を報酬等審議会の答申に基づき一月にさかのぼって改正適用しようとするもので、この報酬等審議会の委員は九名で組織され二月十三日に答申が出されたもので、四回の委員会が開催され福生市と類似した自治体を対象に人事院の勧告や最近における諸物価の指数等を勘案しそれぞれ額に引き上げようとするものであるが、委員の中からは議員や市長等四役を一月にさかのぼって適用すること、あるいはアップ率を10%程度に押えるべきであるという意見、また本案は報酬等審議会の答申によるものでありこ



の程度の引き上げは当然である——等々の意見が出され、ついで表決に付したところ、議案第十六号同じく十八号、同じく十九号を起立採決したところ賛成者六名と多数でそれより原案どおり可決し、また議案第十七号及び二十号は全員異議なく原案可決とすることに決定した次第であります。

よろしくご審議の上、総務委員会決定のとおりご可決くださるようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（末次性男君） 以上で委員長長の審査報告は終りしました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 討論を省略し、これより各議案ごとに採決いたします。

議案第十六号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について委員会審査報告どおり可決することに異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議がありますので起立により採決いたします。

本案について委員会審査報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（末次性男君） 起立十七名多数であります。よって議案第十六号議

会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は委員会審査報告どおり可決されました。

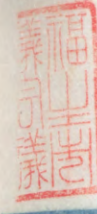
○議長（末次性男君） 議案第十七号非常勤の特別職の議員の報酬及び費用

弁償に関する条例の一部を改正する条例について委員会審査報告どおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第十七号非常勤の

特別職の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は委員会審査報告のとおり可決されました。



○議長（末次性男君） 議案第十八号福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について委員会審査報告どおり可決することに異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議がありますので起立により採決いたします。
本案について委員会審査報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（末次性男君） 起立十七名、多数であります。よって議案第十八号福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例は委員会審査報告どおり可決されました。

○議長（末次性男君） 議案第十九号福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について委員会審査報告どおり可決することに「異議ありませんか」。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議がありますので起立により採決いたします。
本案について委員会審査報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（末次性男君） 起立十七名、多数であります。よって議案第十九号福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例は委員会審査報告どおり可決されました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 議案第二十号福生市消防団条例の一部を改正する条例について委員会審査報告どおり可決することに「異議ありませんか」。

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第二十号福生市消防団条例の一部を改正する条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（末次性男君） 日程第九議案第二十一号福生市用品調達基金条例の

部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(総務委員長田村匡雄君登壇)

○総務委員長(田村匡雄君) ご指名をいただきまゐりましたので議案審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続き補足説明を申し上げます。

本条例は昭和四十年四月に基金百万円で施行され、以後昭和四十六年四月に五十万円を追加し百五十万円で現在まで運営されてまいったわけですが、最近の諸物価の急騰等により当基金に不足を生ずるようになってまいりましたので、ここで五十万円をさらに追加し二百万円と一事務執行上支障のないようにするものである——との説明があり、採決したところ本案は原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしくご審議の上、総務委員会の決定どおりご可決くださるよう

お願いいたします。説明を終わります。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○十一番(伊東忠次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十一号については、討論を省略し委員会審査報告どおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の

賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに

ご異議ありませんか。

○議長(末次性男君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

ご異議なしと認めます。よって議案第二十一号福生市用品調達基金条例の一部を改正する条例は委員会審査報告の